

公共施設等総合管理計画策定推進本部（第48回）

次第

令和7年7月30日

No.	付 議 事 項	区分		資料	
		協議	報告	有	無
1	公共施設在り方・再編方針の検討状況について		○	○	

公共施設在り方・再編方針の検討状況について

1 公共施設在り方・再編方針の検討状況について

公共施設の老朽化が進む中、限られた財源及び資産を有効に活用し、より良い公共施設による市民サービスの提供及び持続可能な財政基盤の確立を目指し、これからの時代に必要な公共施設の在り方、既存施設の再編の検討を行うため、令和6年度から公共施設在り方・再編方針（以下「在り方方針」という。）の策定に向けて検討を行っている。

具体的には公共施設在り方検討委員会（学識者、団体、公募市民から構成）を設置し、公共施設在り方検討委員会による検討を行うとともに、各課ヒアリング、職員検討会、市民ワークショップを実施し、これからの公共施設が目指すビジョンやエリア別による方針について検討を行い、在り方方針の策定に向けて検討を進めている。

年月	内容	主な議題等
令和6年 8月	第1回公共施設在り方検討委員会	1 公共施設在り方検討委員会について 委員自己紹介及び事務局紹介、委員長及び副委員長の選出、会議の運営等について 2 公共施設の在り方・再編方針のイメージと検討の進め方について 3 公共施設の現況と課題及び検討の論点について 4 ワークショップの概要について
令和6年10月	各課ヒアリング	各施設の課題等を把握するため施設所管課にヒアリングを実施 対象課：建築系公共施設所管課 18課（庁舎、保健センター等、今後移転等が見込まれる施設を所管する課を除く。） 総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、経済課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、交通対策課、庶務課、学務課、指導室、生涯学習課、図書館、公民館
令和6年11月	第1回職員検討会	施設所管課の係長職以下の職員による検討 テーマ：将来ニーズも踏まえた確保すべき公共サービス・機能
	第2回職員検討会	施設所管課の係長職以下の職員による検討 テーマ1：「市民の居場所をつくる」を達成できる施設とはどのような施設か テーマ2：多様化するニーズに応え、誰もが利用できる居場所を、どうしたら実現できるか
	第2回公共施設在り方検討委員会	1 検討の進め方について（本日の位置づけ） 2 公共施設等の現況等について 3 公共施設機能の現状とこれからの在り方について 各課ヒアリング結果の概要について、職員検討会について、これからの公共施設の将来ビジョンについて、これからの公共施設の将来ビジョンを踏まえた必要な機能について、相乗効果が見込まれる公共施設機能の組合せについて 4 市民ワークショップについて
令和6年12月	第1回市民ワークショップ	テーマ：必要な公共サービスって何だろう？未来の公共施設で何をしてみたい
令和7年 1月	第2回市民ワークショップ	テーマ：みんなのやりたいを実現するために必要な機能を考えよう
令和7年 3月	第3回市民ワークショップ	テーマ：私たちの考えるこれからの公共施設
	第3回公共施設在り方検討委員会	1 職員検討会の結果について 2 市民ワークショップの結果について 3 これからの公共施設の在り方について これからの公共施設の将来ビジョンについて、施設配置方針（エリアの捉え方）について
令和7年 5月	第4回公共施設在り方検討委員会	1 今後の進め方について 2 これからの公共施設が目指すビジョンについて 3 エリア別の公共施設マネジメント方針について
令和7年 7月	第5回公共施設在り方検討委員会	埼玉県志木市立志木小学校へ視察（学校施設並びに図書館及び公民館の複合施設）

2 公共施設等総合管理計画の基本目標等及び職員検討会、市民ワークショップで出された主な意見

公共施設等総合管理計画

基本目標

将来の人口動向に合わせ、総量抑制に努めるとともに、将来更新費用及び維持管理費の縮減に努めます。

基本的な考え方

1. 施設の更新への対応を計画的に推進します
2. 適切な維持管理によって安全管理を徹底します
3. 資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます

9つの実施方針

1. 点検・診断等の実施方針

- 更新計画・安全確保・サービス改善に活用可能な公共施設等の実態把握に努めます。施設の更新への対応を計画的に推進します。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 中長期的な観点から財政負担の軽減に主眼を置いた維持管理・更新を推進します。適切な維持管理によって安全管理を徹底します。

3. 安全確保の実施方針

- 国等の指針を遵守し、点検診断結果を庁内横断的に活用して安全確保を徹底します。資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます。

4. 耐震化の実施方針

- 最新の耐震基準に的確に対応し、基本目標に基づいて計画的に耐震化を実施します。

5. 長寿命化の実施方針

- 中長期的な存続を図る施設については原則として長寿命化対策を実施します。資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます。

6. 統合や廃止の推進方針

- 施設評価を活用して意思決定の透明化を図りながら施設の最適化を図ります。資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます。

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 庁内の一元的かつ横断的な体制を活用し、職員の知識と技能の向上を図ります。資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます。

8. 資産活用の実施方針

- 歳入確保策の導入、広域連携や公民連携、積極的に推進します。資産の有効活用による市民サービスの向上に努めます。

9. ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設等を整備・改修する際には、ユニバーサルデザイン化に配慮します。

市民ワークショップの意見

- 地域コミュニティの創造拠点
- 多世代の交流
- 地域の人々が活躍できる場
- みんなでつくる場
- できることを持ち寄れる場
- 場を保持（市民が集まれる）
- 顔を合わせられる場
- 休憩所のような居座れる場所
- 大人も子供も、テーマ・理由もなくもたべれる場
- しゃべらなくてもいられる場
- 知り合いができる
- 助けてほしい、手伝ってほしいと言える場
- 気軽に声を掛け合える（声をかけてもらうことでかけてよかったと思えるつながりがある）
- 機能・サービスがまぜこぜの場
- 目的がない人も使える
- 過ごし方を強制されない場
- フードコートのような場（広い場だがお互いの存在が認識できる）
- 一人でも大勢でも利用できる（場にグラデーションを持たせる）
- ニーズや状況に応じたルールの見直し
- 暮らしの一部になる場所
- それぞれの安心が確保された場
- アクセスしやすい地域の拠点となる施設を一定数配置
- 移動手段の確保
- 災害対応を踏まえた施設配置
- 空間や使い方に余白のある場
- ふらっと寄れる、滞留できる場所
- インクルーシブ（包み込む、包括する）
- 行政の相談窓口（教育、子育て、福祉、創業・企業、空き家等々）
- 民間施設の活用
- 多世代が使えるユニバーサルデザイン
- 眺望が良い空間
- 写真映える施設
- 気軽に通える、体を動かさせられるような施設
- 質の良い芸術に触れられる場
- 子どもが遊べる場
- ワークスペース（リモートワークができる）
- 自習、勉強ができる場
- 中学生から大学生がチャレンジできる
- ものづくりができる場
- 訪れた市民がワークショップのような体験ができる場
- おしゃれなカフェやレストランがある施設
- キッチン、共同炊事場
- 投函できる行政サービス
- 平等に利用できる（特定の団体が独占しない）
- 施設の計画・運営への市民参加
- ソフト面に人材を使う、コーディネーター等の配置
- イベントの実施
- 駅前等に無人で運用できるサービスがあるとよい

職員検討会の意見

- 多世代交流ができる場所
- 人と人が出会う文化・交流などの機能
- 誰もがふらっと立ち寄れる場所
- 設置目的だけでなくフレキシブルな利用ができる施設
- 自由に使える簡易的な居場所
- ニーズのある居場所となる施設
- 家族だけでは体験できないことが体験できる場所
- 誰でも利用できるサービス提供
- 用途の転用等が容易にできる汎用性の高い施設
- 様々な選択肢の提供
- デジタル技術による情報取得等に困難を抱える方々や、社会的に支援が必要な方々に対するサービスの提供
- 学校教育、保育、清掃関連、治安機能、防災機能は公共サービスとして必要
- 民営化できないもの、市としてやらなければいけないこと（法令の定めによるもの）は維持が必要
- 社会的に支援が必要な方への支援（自立している方には自身でやってもらう）
- 災害時の拠点
- 提供機能・サービスの選択による財源の集中
- 最低限必要なものを残していく
- 既存ハコモノ（施設）の用途変更・有効活用
- 地域企業など、民間の力を活用した施設運営を行う
- 民との複合化
- 民間への委託
- 広域連携（近隣市との乗り入れ）
- 大学との連携
- ハコモノに頼らないソフト面での支援
- サービスの提供場所の変更、発想の転換
- 施設・サービスの複合化
- 施設管理を一括化することで、修繕などの予算配分や委託料のコスト管理を柔軟に行う
- デジタル技術・AI活用による業務・運営効率化
- 市民の声を反映していくこと
- 多様なニーズすべてには対応できない
- 多様な情報発信
- インクルーシブな環境
- 比較的安価な利用料

3 これからの公共施設が目指すビジョン（案）

職員検討会、市民ワークショップでの意見を踏まえ、これからの公共施設が目指すべきビジョン（案）を以下のとおり整理し、公共施設在り方検討委員会で検討を行っている。なお、これからの公共施設が目指すビジョンの実現を図る上においても、公共施設等総合管理計画における基本目標である「人口動向に合わせた総量抑制・更新費用及び維持管理費の縮減」を踏まえた上で、持続可能な公共サービスを実現するために、保有する公共施設の規模及び配置を適正化していく必要がある。

今後は公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの基本目標等に加え、この公共施設が目指すビジョンの実現を念頭に、各施設の在り方について検討を行ったうえで、公共施設の再編を行い、総量抑制を図りながらも市民ニーズに応じた公共施設サービス提供の実現を図ることを想定している。

これからの公共施設が目指すビジョン（案）

1. 交流・つながりの場

これからの公共施設は、人が集まり、つながるきっかけとなる場として設置していきます。公共施設をとおして、多様なコミュニティを形成し、人と人の出会いや新しい活動との出会い、その人が活躍できる、そんな場として設置していきます。

2. 居場所となる場

これからの公共施設は、一人ひとりの居場所になる場、目的がなくてもふらっと入れる場として設置していきます。ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが利用しやすい公共空間をデザインするとともに、ひとりでもグループでも利用したくなるような場として設置していきます。

3. 目的によらない自由に利用できる場

これからの公共施設は、使用する市民一人ひとりがそれぞれの利用目的によって、利用できる場として設置していきます。そのため、各施設の核となる機能以外の諸室に関しては、利用目的をできる限り、フレキシブルに利用ができるように定め、様々な市民が利用できる場として設置していきます。

4. 社会やニーズにあわせて変化・対応していける場

これからの公共施設は、市民ニーズの変化に対応できるようなフレキシブルな構造や諸室構成にすることでいつの時代も常に利用され続ける場として設置していきます。

5. 地域防災を支える場

公共施設のうち災害時の拠点にも位置付けられた施設については、防災機能の整備・充実を図り、地域防災を支える場として設置していきます。

6. 行政が担うべき公共機能・サービス提供の場

学校教育など法令等で行政が担うべき事業を実施する場として公共施設を設置していきます。民間事業として成立する事業に関しては民間に委ね、公共施設に関しては行政が実施する事業の場にふさわしい場として設置していきます。

4 エリア別の方針（案）について

公共施設在り方検討委員会では、市内外の利用も見据えた鉄道駅周辺、庁舎等を“交流・創造拠点”として位置付けるとともに、地域の利用を想定したエリア別の“地域コミュニティ拠点”として中学校区を位置付け、それぞれの役割について以下の内容について検討を行っている。

交流・創造拠点

鉄道駅や庁舎等の人の集まる場所を通じた拠点育成

拠点に期待される役割

- ✓ 地域住民に限らず、市内外の方の利用も想定したコミュニティ創造の拠点
- ✓ 新庁舎・新福祉会館は、行政サービス・福祉サービス提供の拠点

拠点位置付けの考え方

- ✓ 都市計画マスタープランにおける都市機能の拠点の位置付けを踏まえ設定

都市計画マスタープラン

交流・創造拠点

- 中心拠点：武蔵小金井駅

武蔵小金井駅周辺

- 副次拠点：東小金井駅

東小金井駅周辺

- 行政・福祉総合拠点：新庁舎・福祉会館

新庁舎・新福祉会館

地域コミュニティ拠点

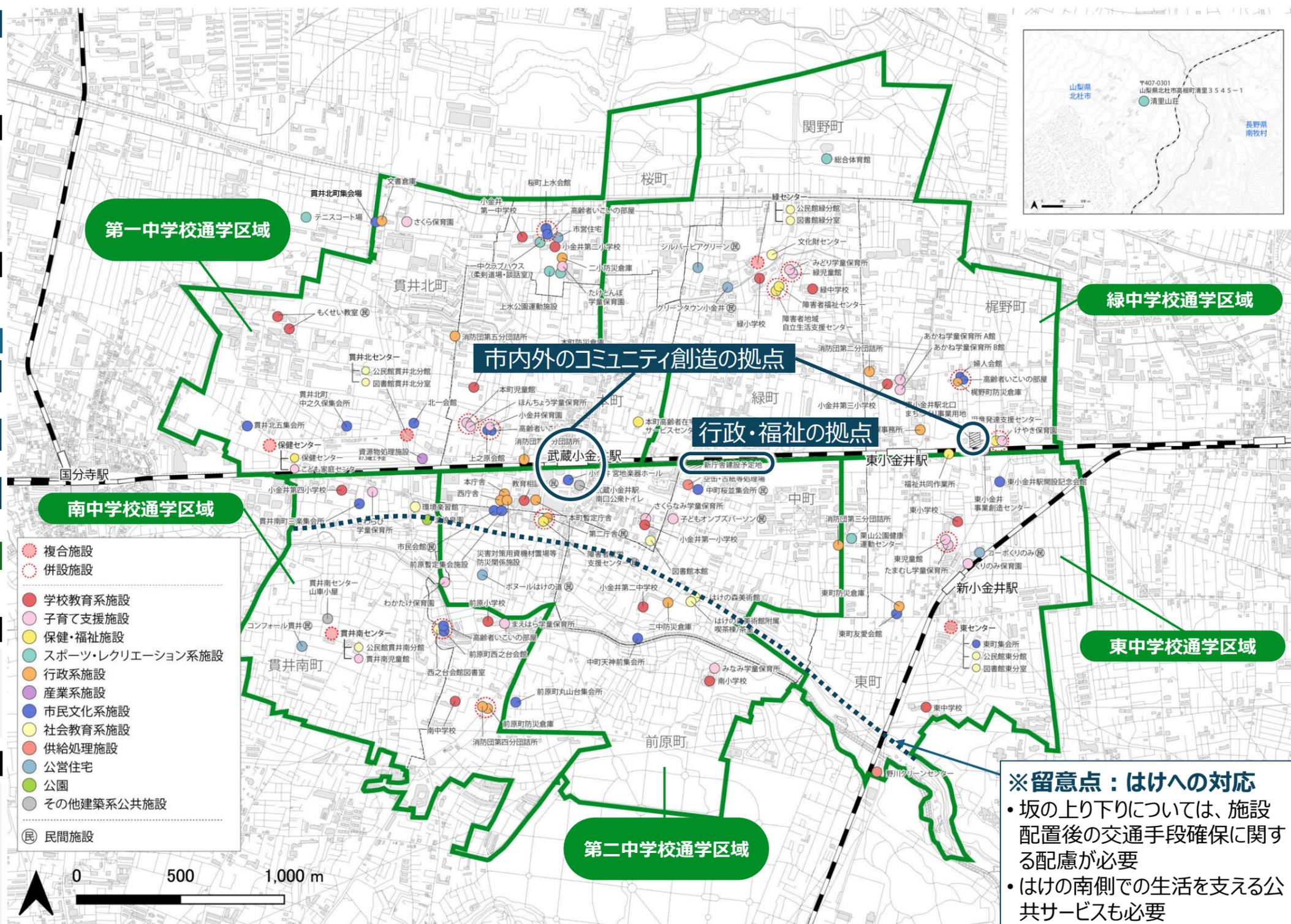
中学校区を単位とした公共施設マネジメント

拠点に期待される役割

- ✓ 徒歩や自転車などで気軽に利用できる地域コミュニティ活動の中心となる拠点
- ✓ 立地や利用状況等からエリアごとに施設を再編

集約・再編の検討エリアの考え方

- ✓ 都市計画マスタープランの3地域では、地域利用の視点からはエリアが広く集約・複合化した際の利用圏の変化が大きい
- ✓ 小学校区ではエリアが小さく、それぞれの集約・複合化の検討対象となる施設が少なく、効果的な公共施設再編の展開が難しい
- ✓ 上記より、公共施設マネジメントを展開するにあたっては、中学校区（5地域区分）を基本として検討



※留意点：はけへの対応

- 坂の上り下りについては、施設配置後の交通手段確保に関する配慮が必要
- はけの南側での生活を支える公共サービスも必要

※はけのおおよその位置は、小金井市地域公共交通計画、地形に関する記載及び図、航空写真より整理